

奈半利町地域おこし協力隊募集要項
(課題解決型ミッション：なはりの郷の運営スタッフを目指す)

●募集について

高知県奈半利町は、県南東部の太平洋沿いに位置し、古くから交通の要衝として栄えてきた町です。

現在、令和2年国勢調査で、人口3,034名、面積28.36km²と、北東に米ヶ岡(野根山)、西に奈半利川、南に太平洋があり、海山川と三拍子そろった見渡す限りの大自然郷で且コンパクトな地域です。なはりの特産品は、いちじく、やまもも、すいか、金目鯛、塩干物等があり、また施設園芸も盛んでナスやピーマンの生産も高品質で安定した産品づくりに努めています。

そんな奈半利町ではありますが、喫緊における人口減に伴い、各分野での担い手不足が深刻化してきており、早急に空家バンク事業や地域おこし協力隊、各種移住や定住施策を積極的に展開しています。

また、地域課題の解決に向けた取り組みとして、平成28年から町が【一般社団法人なはりの郷】を立ち上げ、観光(海浜センター)・農業の担い手不足(不耕作地対策)・特産品の加工から販売(物産館)まで、地域課題の解消に向けた事業を展開していますが人口減少に伴い、【一般社団法人なはりの郷】の各事業分野の運営スタッフが不足しています。

このような高知県奈半利町であなたの力を発揮してみませんか？

●雇用関係 なはりの郷で契約職員として雇用

●業務概要

一般社団法人なはりの郷「地域おこし協力隊(スタッフ)」として働きます。

着任当初は、なはりの郷事務局や奈半利町地方創生課と連携しながら、一般社団法人なはりの郷の運営に携わって頂きます。

(1) 雇用場所：一般社団法人なはりの郷「地域おこし協力隊(スタッフ)」

(2) 勤務場所：高知県安芸郡奈半利町乙 1670-2

(3) 勤務内容

- ・なはりの郷の事務局支援
- ・一次産業部門(農作業受託事業、農産物生産等)
例：農作業受託事業として、依頼のあった農場で作業を行う。
(耕耘、田植え、草刈り等)
- ・地産地消・外商部門(地場産品販売、イベント開催等)
例：なはりの郷が主催、または参加するイベントスタッフとして活動を行う。
- ・観光・移住部門(海浜センター運営等)
例：海浜センター運営事業として、マリナクティビティのスタッフとして、またテントサイトの設営等を行う。

●勤務時間

原則、変形労働制で、週5日勤務(7時間×5日 35時間)と同等の勤務時間とする。

※イベントは、土日祝日にも開催されることが多く、勤務時間の調整を行う場合があります。

基本的には、一般社団法人なはりの郷が管理しているタイムカードで管理を行う。

●募集対象

- (1) 総務省地域おこし協力隊の地域要件に該当する方
(3大都市圏の都市地域、政令指定都市等(過疎、山村、離島、半島等、に該当しない市町村)から転出し、任期中は奈半利町に移住及び住民票の異動ができること)
※該当するか不明の方は事前に気軽にお問い合わせください。
- (2) 普通自動車運転免許を取得している方(※着任までに取得予定の方も含む)
- (3) 心身ともに健康で誠実に取り組むことが出来る方
- (4) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (5) 農業経験者や農機具(トラクター、コンバイン等)の運転ができる方を優遇

●募集人数 若干名

●雇用形態・期間

- (1) 契約職員として一般社団法人なはりの郷が雇用する。
- (2) 雇用期間は、着任日から最長3年間とする。(1年更新)
- (3) 協力隊として活動を開始する着任日は相談に応じる。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期期間中であっても任用を取り消すことが出来るものとする。
- (5) 任期中、地方公務員に準じて、以下の義務を負います。
 - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第 32 条)
 - ・信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)
 - ・秘密を守る義務(同法第 34 条)
 - ・職務に専念する義務(同法第 35 条)
 - ・政治的行為の制限(同法第 36 条)
 - ・争議行為等の禁止(同法第 37 条)

兼業を行うことが出来るが、兼業を開始した又はしている場合は、速やかに委託主に報告をすること。

●給与・賃金等

- ・月額 200,245 円(報酬単価は職務経験を加味し決定する)
- ・賞与 有り 時間外手当を支給する。

●待遇・福利厚生

- 【保険】健康保険、厚生年金、雇用保険に加入。
- 【住居】任期中(最長3年間)の住居は、なはりの郷から家賃補助をします。
※ただし、引越費用、家財道具、光熱水費は個人負担となります。
- 【車両】活動、業務用の車両は活動費からリース予定。
※日常生活の移動手段として、自家用車等が必要不可欠ですので、自家用車等の持込みをお勧めします。
- 【活動費】任期中(最長3年間)の活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。
- 【兼業】業務に支障がなければ、兼業を認めます。(届出が必要である。)

●申込受付期間 令和7年9月5日頃から受付開始

●審査方法

1 次選考：書類選考（文章等で通知）

↓

2 次選考：面接（1 次の合格者を対象に、なはりの郷にて面接試験を行います。）

↓

2 次選考：面接に要する交通費及び宿泊費については個人負担となります。

選考結果の通知：文書等にて通知

↓

最終内定通知書と業務内容、同意書を送付

同意書提出により雇用契約締結

※雇用契約締結の時期等については、内定者と業務内容について協議し、同意書を提出の上、雇用契約を締結するものとする。

・提出書類

①応募用紙

②履歴書（市販のもので可。写真添付）

③地域おこし協力隊活動目標レポート（A4 で書式自由）

課題「私が考える地域おこしと私の能力」

応募書類は、郵送又は直接持参も可。提出いただいた書類は返却しません。

※応募にあたり、質問がある場合にはお気軽にご連絡ください。

●提出先及び問い合わせ先

一般社団法人 なはりの郷 事務局長 中山

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1670-2

TEL：0887-30-1816

メール：naharinosato@mc.pikara.ne.jp

●備考

・任期中（最長3年間）、特に活動内容が特に著しい活動がみられる場合は、一般社団法人なはりの郷と協議の上、職員として雇用することが出来ます。